

令和7年度 東播磨地区福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和8年2月5日（木）14:00～15:00
 場 所 明石市民会館 第3・4会議室
 出席者 委員 16名
 市町職員 加古川市2名、高砂市2名、稲美町1名、播磨町2名、
 明石市2名（幹事市）
 法人関係者 特定非営利活動法人ピコタン1名、特定非営利活動法人おりーむ二十一1名、
 社会福祉法人播磨町社会福祉協議会1名

明石市（事務局）	<p>ただいまより、令和7年度東播磨地区福祉有償運送運営協議会を開催する。本日の協議会では、3件の議題についてご協議賜りたい。</p> <p>それでは、本日の出席状況について報告する。 神戸運輸監理部 木原健太委員の代理として、高倉悠人様が出席。 委員定数17名中16名が出席され、欠席委員は1名、代理出席者が1名である。 オブザーバーの貝原様はご欠席である。 「東播磨地区福祉有償運送運営協議会設置要綱」第8条第1項により、委員の過半数が出席しているため、本会議が成立していることを報告する。 続いて委員の皆様の自己紹介に入る。委員名簿順に会長からお願いしたい。</p> <p>（自己紹介終了後）</p>
明石市（事務局）	<p>それでは、議事の進行について三谷会長にお願いしたい。</p>
三谷会長	<p>まず、幹事市より、本日の会議の傍聴希望者の有無について報告をお願いしたい。</p>
明石市（事務局）	<p>本日、傍聴希望者はいない。</p>
三谷会長	<p>それでは、議題（1）「福祉有償運送の必要性について」幹事市より説明をお願いする。</p>
明石市（事務局）	<p>資料2【必要性の資料】をご覧ください。</p> <p>（資料説明）</p> <p>移動制約者の状況を鑑み、本圏域における福祉有償運送の必要があると認められる。</p>
三谷会長	<p>説明内容等について、質問等はないか。</p> <p>質疑等が無いため、本圏域に福祉有償運送の必要性はあるとして協議案件に入る。 次に議題（2）「既登録法人の報告について」幹事市より説明をお願いしたい。</p>
明石市（事務局）	<p>資料3【東播磨地区福祉有償運送登録事業所事業報告一覧表】をご覧ください。</p> <p>（資料3の説明）</p>
三谷会長	<p>説明内容等について、質問等はないか。</p> <p>次に議題（3）「協議案件について」、幹事市より説明をお願いしたい。</p>
明石市（事務局）	<p>資料4【協議申出法人一覧表】をご覧ください。</p> <p>ご覧のとおり、おりーむ21及びピコタンの更新登録申請2件、対価の変更として播</p>

	<p>磨町社会福祉協議会より1件となっている。資料5～6は、更新登録申請一式、資料7は対価の変更書類1式である。</p> <p>それでは、ご協議をお願いしたい。</p>
三谷会長	<p>運送主体の更新登録申請案について、個別の協議に入る。</p> <p>最初に、協議の手順を説明する。</p> <p>まず、法人の申請内容について、受付市町より説明をし、それについて質疑を行う。その後、オブザーバーとして該当事業者に入室いただき、事業所に対する質疑を行う。一通り質疑が終了次第、該当事業者の方には退出いただき、委員のみで協議を行い、協議結果に関しては、後日受付市町より該当事業者へ通知を行う。</p> <p>それでは、「特定非営利活動法人おりーむ二十一」の協議を開始する。</p> <p>当該法人の概要について、登録の基準に合致しているということをポイントに、簡潔に説明をお願いしたい。</p>
明石市(受付市)	<p>資料4及び5をご覧いただきたい。</p> <p>特定非営利活動法人おりーむ二十一について、運営主体は、特定非営利活動法人であり、定款等で福祉有償運送を行う旨の記載がある。</p> <p>運送の対象は、明石市在住の会員46人、その内、身体障害者8人、知的障害者37人、要介護認定者1人である。</p> <p>使用車両は6台で福祉車両が3台、セダン型が3台である。運転者は、1種免許が6名、国土交通省の福祉有償運送運転者講習を受講している。</p> <p>損害賠償措置は、運送に使用するすべてについて、対人、対物ともに無制限である。</p> <p>当該法人の特徴は、福祉有償運送事業者として10年以上の実績があり、車両数及び運転手が多く、利用回数も安定して多い点である。</p>
三谷会長	<p>それでは、只今の説明及び資料5の資料等について質疑があればお願いしたい。</p>
委員	<p>基本的な質問だが、兵庫県公安委員会の安全運転管理者講習の受講証明書の添付があるがこれはどういったものか。</p>
明石市(受付市)	<p>運行管理の責任者の就任承諾書の※印にて記載しているが、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理責任者は、運行管理者資格証又は施行規則第51条の17第2項各号の要件を備えていることを証する書類の写しを添付することとなっている。</p> <p>本証明書は、施行規則第51条の17第2項各号に該当するものであるため添付している。</p>
三谷会長	<p>他に質問が無ければ、事業者入室いただきたい。</p> <p>(当該法人の関係者入室を確認)</p> <p>法人の方へ、質疑があればお願いしたい。</p>
委員	<p>料金一覧について、ご質問したい。</p> <p>1kmあたり50円と安く、運行回数も非常に多い。車の台数も多く採算が取れていないように思うが、これで事業継続は可能なのか。</p>
事業者(おりーむ二十一)	<p>この件に関しては、毎回ご質問を頂いている。</p> <p>創業当時からこの運賃で実施してきた。福祉有償を中心に事業を行っているわけではなく、前後の支援がメインである。</p> <p>車の維持費等もあるため、多少料金を上げたいとは思っているが、なかなか値上げには踏み込めない。</p>
委員	<p>車検証のうち、有効期限が1月末のものがある。これは更新済みか。</p>

事業者（おり 一む二十一）	更新している。
委員	運輸監理部への申請の際は、更新後の資料を添付するようお願いしたい。 協議の基準第4条において、セダン型車両は、人工透析患者や精神障害者、知的障害者のみを運送する場合等に限りとなっている。身体障害者の旅客の方もいるが、セダン型での運送はしていないか。
事業者（おり 一む二十一）	していない。
委員	運転者の違反の状況だが、運送中の違反ではないか。
事業者（おり 一む二十一）	いずれも自家用車で、私的に利用していた際に生じた違反である。
委員	運行管理の責任者及びその代行者のいずれも運転者となっているが、両名共に輸送業務に従事し、責任者不在となることはないのか。
事業者（おり 一む二十一）	不在になることが全くないとは言えない。
委員	運行管理責任者、もしくはその代行者が必ずいる状態で運行することが大原則になっている。そのような体制を確実にとれるよう工夫を行っていただきたい。
事業者（おり 一む二十一）	承知した。
委員	運行管理マニュアルについて、一部古い表現のままのものを使用しているように思う。次回の更新申請の際で構わないため、事務局にある最新のマニュアル案を参考に内容の修正を行っていただきたい。
事業者（おり 一む二十一）	承知した。
委員	点呼の際、アルコールチェックは必ず実施しているか。
事業者（おり 一む二十一）	運転者各自に1つ配布し、必ず実施している。
三谷会長	それでは、これで聞き取りを終了する。 ただ今より協議結果のまとめに移るため、法人関係者はご退席をお願いしたい。 (当該法人の関係者退室を確認) それでは、ただいま審議いただいた内容を踏まえて、申請団体に係る協議結果を整理したい。 特段の問題はなかったと理解しているため、修正すべき点は修正いただいた上で、運輸監理部に更新申請をしていただく。 以上のことにより、本協議会の協議が整ったということによろしいか。 (異議なし) それでは、「特定非営利活動法人おり一む二十一」については、運営協議会において協議が調ったものと認める。

	<p>それでは今後の手続き等について、幹事市町より説明を願う。</p>
明石市(事務局)	<p>通常の手続きであれば、福祉有償運送に関する「協議が調ったことを証する書類」を、幹事市町名で受付市町に通知し、受付市町から申請事業者宛に送付いただく形となる。申請事業者は、神戸運輸監理部に申請書一式を提出いただきたい。</p>
三谷会長	<p>次に、「特定非営利活動法人ピコタン」の協議を開始する。 当該法人の概要について、登録の基準に合致しているということをポイントに、簡潔に説明をお願いしたい。</p>
明石市(受付市)	<p>資料4及び6をご覧いただきたい。 特定非営利活動法人ピコタンについて、運営主体は特定非営利活動法人であり、定款等で福祉有償運送を行う旨の記載がある。 運送の対象は、明石市の会員20人、加古川市の会員1人、播磨町の会員1人、稲美町の会員1人、総会員数は23人である。その内、身体障害者5人、精神障害者8人、知的障害者10人である。 使用車両は、2台の福祉車両、2台のセダン型を使用している。 運転者は、1種免許が7名、国土交通省の福祉有償運送運転者講習を受講している。 損害賠償措置は、運送に使用するすべてについて、対人、対物ともに無制限である。 当該法人の特徴として、障害者のみを対象とした運送事業者である。</p>
三谷会長	<p>それでは、只今の説明及び資料6の資料等について質疑があればお願いしたい。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、法人関係者に入室いただきたい。</p> <p>(当該法人の関係者入室を確認)</p> <p>法人の方へ、質疑があればお願いしたい。</p>
委員	<p>多様な障害種別の方が利用されているが、セダン型では運送できる方とできない方がいる。利用状況はどうか。</p>
事業者(ピコタン)	<p>身体障害のある利用者については、スロープ車を利用している。 セダン型の利用は、精神障害者等に限定して実施している。</p>
委員	<p>運転者の違反は、業務中か。</p>
事業者(ピコタン)	<p>福祉有償運送の業務中の違反ではない。</p>
委員	<p>運行管理の責任者は、事業所の管理者も兼務しているのか。</p>
事業者(ピコタン)	<p>事業所の業務で不在の際は、代行者による管理を行っている。</p>
委員	<p>アルコールチェックは実施しているか。</p>
事業者(ピコタン)	<p>運送の前後で実施している。</p>
三谷会長	<p>それでは、これで聞き取りを終了する。ただ今より協議結果のまとめに移るため、法人関係者をご退席をお願いしたい。</p> <p>(当該法人の関係者退室を確認)</p>

	<p>それでは、ただいま審議いただいた内容を踏まえて、申請団体に係る協議結果を整理する。</p> <p>「特定非営利活動法人ピコタン」については、特に異論はないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「特定非営利活動法人ピコタン」については、運営協議会において協議が調ったものと認める。</p> <p>それでは今後の手続き等について、幹事市町より説明願う。</p>
明石市(事務局)	<p>通常の手続きであれば、福祉有償運送に関する「協議が調ったことを証する書類」を、幹事市町名で受付市町に通知し、受付市町から申請事業者宛に送付いただく形となる。申請事業者は、神戸運輸監理部に申請書一式を提出いただきたい。</p>
三谷会長	<p>次に、「社会福祉法人播磨町社会福祉協議会」の協議を開始する。協議を開始する前に、当該法人関係者である委員は、一度ご退席をお願いしたい。</p> <p>(当該法人の関係者の退出)</p> <p>当該法人の概要及び旅客から収受する対価の変更内容について、説明をお願いしたい。</p>
播磨町(受付市)	<p>資料4及び7をご覧いただきたい。</p> <p>播磨町社会福祉協議会について、運営主体は社会福祉法人であり、定款等で福祉有償運送を行う旨の記載がある。</p> <p>運送の対象は、播磨町の会員38人、その内、身体障害者11人、要介護認定者22人、要支援認定者5人である。</p> <p>収受する対価について「初乗り走行2キロまで300円。以後、1キロ単位ごとに100円。利用者の希望により、目的地で待機する場合、30分あたり200円」であったが、「初乗り走行2.0キロ以下400円。以後、1.0キロごとに150円。利用者の希望により、目的地で待機する場合、30分あたり200円」へ変更の申請があった。</p>
三谷会長	<p>それでは、只今の説明及び資料7の資料等について質疑があればお願いしたい。</p>
委員	<p>事業者へ質問の前に、これから事業者へ質問する内容の趣旨の説明を、委員の皆様へ先にお伝えする。</p> <p>本事業における運賃は、地域のタクシー運賃の8割を目安としている。東播磨地区の初乗り運賃の8割は、初乗りが1キロごとに390円である。</p> <p>例えば1km以下の輸送の場合、運賃が400円となり目安の390円をわずかに超えることになってしまう。</p> <p>そのため、事業者への質疑の際に、1km以下の運送がどれくらいの比率で実施されているかを確認した上で、審議を行いたい。ただし、あくまで目安となっているため、1km未満のものがあるからといって認めないということではない。</p>
三谷会長	<p>それでは、法人関係者入室いただきたい。</p> <p>(当該法人の関係者入室を確認)</p>
委員	<p>今現在、改正後の運賃において、東播磨地域のタクシー運賃の8割という目安を少し上回っている部分がある。現在の利用状況等も踏まえてご意見を伺いたい。</p>
事業者(播磨町社福)	<p>利用者は、二分化されており、短い距離を利用する方は、播磨町内での移送が多く、概ね2、3キロの利用が多い。</p> <p>長距離の利用は、大きい病院への移送がメインとなり10～15キロの利用が多い。</p>

	<p>当会の方で、令和5年の4月から令和7年12月までの運送を集計したところ、736回の運送を行ったうちの37回が1 km以内の運送となっていた。これは、全体の約5%である。</p>
委員	<p>今回の運賃改定は、利用者への周知は行っているのか。</p>
事業者（播磨町社福）	<p>不確かな状況であるため、周知は行っていない。</p>
委員	<p>利用者の反応もまた教えていただきたい。</p>
事業者（播磨町社福）	<p>承知した。</p>
三谷会長	<p>それでは、これで聞き取りを終了する。ただ今より協議結果のまとめに移るため、法人関係者はご退席をお願いしたい。</p> <p>（当該法人の関係者退室を確認）</p> <p>それでは、ただいま審議いただいた内容を踏まえて、申請団体に係る協議結果を整理したい。</p> <p>1 km以下の運送が、運送全体の5%程度だと回答があった。</p>
委員	<p>この程度の超過は問題ないと考えられる。</p>
三谷会長	<p>「播磨町社会福祉協議会」について、特に異論はないか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、「播磨町社会福祉協議会」については、運営協議会において協議が調ったものと認める。</p> <p>それでは今後の手続き等について、幹事市町より説明願う。</p>
明石市（事務局）	<p>通常の手続きであれば、福祉有償運送に関する「協議が調ったことを証する書類」を、幹事市町名で受付市町に通知し、受付市町から申請事業者宛に送付いただく形となる。事業者は次の更新まで保管をお願いしたい。</p> <p>以上をもって、議題3の協議を終了する。</p>
三谷会長	<p>各委員からその他の事項として何かあるか。</p> <p>無いとのことで、本日の協議はすべて終了とする。</p> <p>以上をもって、令和7年度東播磨地区福祉有償運送運営協議会を閉会する。</p> <p>それでは進行を事務局にお返す。</p>
明石市（事務局）	<p>三谷会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様においても、本日は慎重にご協議いただきありがとうございました。</p> <p>お配りした「資料5、6」については、個人情報のある資料であるため、机の上に置いたままご退出いただきたい。</p> <p>来年度については、幹事市が加古川市となる。</p> <p>委員任期は令和8年3月末までとなっているため、次年度に委員の改選について連絡をさせていただきます。</p>